

特別警報及び警報発令時等の対応及び学校給食について（お知らせ）

記

1. 伊丹市に気象警報（危険・特別・暴風・大雨・暴風雪・大雪）が発令された場合

- (1) 生徒の登校以前（午前7時現在）に、伊丹市に「危険警報」「特別警報」が発令されている場合は、臨時休業となります。
生徒の登校以前（午前7時現在）に「暴風警報」「大雨警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が発令されている場合、生徒を自宅待機させ、その後の警報解除の有無にかかわらず、当日の給食は中止とします。
- (2) 「危険警報」「特別警報」を除く他の警報が午前9時までに解除された場合は、安全に配慮しながら、解除され次第、直ちに1時間目からの授業の用意をして登校させてください。授業のしほ程については、登校後に学校で調整いたします。
また、この場合は、給食がありませんので、お弁当（昼食）を忘れずに持たせてください。
午前9時以降にも引き続き伊丹市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発令されている場合は、臨時休業となりますので、外出を控えさせてください。
- (3) 生徒の登校後（午前9時以降）に、伊丹市に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が発令され、臨時休業により午前中（11時ころまで）に下校させる場合、状況に応じて当日の給食は中止とすることがあります。
午後（12時以降）に臨時休業により下校させる場合には、給食を食べた後に、下校させることとします。

2. 地震発生の場合

- (1) 生徒の登校以前に、伊丹市に震度5弱以上の地震が発生した場合

学校は臨時休業となります。当日の給食は中止とします。
なお、震度5弱未満の地震の場合でも、学校長の判断で臨時休業とする場合は、当日の給食は中止とします。

- (2) 生徒の在校中に地震が発生した場合

通学路の安全、校区内の被害状況等を点検し、午前中で下校させる場合は、当日の給食は中止とします。午後（12時以降）に下校させる場合には、給食を食べた後に、安全が確認され次第下校させることとします。

3. その他

給食実施日の午前中に台風上陸等重大な非常災害が予想される場合、教育委員会事務局が前日の段階で該当日の給食を中止と判断し、前日のうちに生徒を通じて給食中止のお知らせをする場合があります。その場合、該当日に登校することとなっても給食は実施されませんので、あらかじめご了承ください。